

被保険者の異動と届出の関係

1. 資格取得について

(1) 資格取得の時期

資格取得の時期は、介護保険法（以下「法」という。）第10条各号に列挙されている。

- 第1号 当該市町村の区域に住所を有する医療保険加入者が40歳に達したとき。
- 第2号 40歳以上65歳未満の医療保険加入者又は65歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。
- 第3号 当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者が医療保険加入者となったとき。
- 第4号 当該市町村の区域内に住所を有する者（医療保険加入者を除く。）が65歳に達したとき。

※）当該市町村の区域に住所を有する医療保険加入者が65歳に到達した場合は、第2号被保険者から第1号被保険者への資格の変更であるため、資格取得の届け出を行う者には該当しない。（日本国籍を有しない者については、4.（5）を参照）

なお、介護保険法上、第2号被保険者となるのは40歳の誕生日の前日であり、また、65歳の誕生日の前日に第2号被保険者から第1号被保険者に資格変更となると解する。

(2) 適用除外に関する経過措置

介護保険法施行法（以下「施行法」という。）第11条（適用除外に関する経過措置）の規定第2項により、適用除外施設から退所したときも資格取得となる。

法第10条第2号の規定は当分の間次のとおりとなる。

- 第2号 40歳以上65歳未満の医療保険加入者若しくは65歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき又は当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者若しくは65歳以上の者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条第1項に該当しなくなったとき。

2. 資格喪失について

(1) 資格喪失の時期

資格喪失の時期は、法第11条第1項及び第2項に規定されている。

- 第1項 法第9条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。
- 第2項 第2号被保険者は、医療保険加入者でなくなった日から、その資格を喪失する。

(2) 適用除外に関する経過措置

施行法第11条（適用除外に関する経過措置）の規定第2項により、適用除外施設に入所した場合、資格喪失となる。法第11条第1項の規定は当分の間次のとおりとなる。

第1項 法第9条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日又は介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条第1項に該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

3. 住民基本台帳法による届出との関係について

第1号被保険者は、法第12条第1項により資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を届け出なければならないとされている。ただし、同条第5項により住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第22条から第25条までの規定による届出に係る書面に一定事項を付記した場合には、その届出と同一の事由に基づく法第12条第1項本文の届出があったものとみなされることとされている。

※住基法による届出に係る書面に付記する事項は、以下の方向で検討中である。

第22条	転入届	第1号被保険者の資格を有する旨
第23条	転居届	介護保険の被保険者証の番号
第24条	転出届	介護保険の被保険者証の番号
第25条	世帯変更届	介護保険の被保険者証の番号

4. 介護保険法施行規則に規定する届出について

被保険者の異動と介護保険法施行規則（以下「規則」という。）に規定する届出との関係例を以下にお示しする。

なお、届出事項に関しては5. を参照されたい。

(1) 第1号被保険者及び被保険者証を交付されている第2号被保険者が、転入・転出を伴う異動をした場合の届出例

① A市「在宅」 → B町「在宅」

- ・ A市 規則第32条による資格喪失届（住基法第24条の転出届をみなす）
- ・ B町 規則第23条による資格取得届（住基法第22条の転入届をみなす）

② A市「在宅」 → B町「介護保険施設」

- ・ A市 住基法第24条による転出届
規則第25条第1項による住所地特例開始届
- ・ B町 住基法第22条による転入届

- ③A市「在宅」 → B町「**施行法第11条に規定する適用除外施設**」
- ・A市 規則第32条による資格喪失届（住基法第24条による転出届をみなす）
 - ・B町 住基法第22条による転入届

- ④A市「**施行法第13条に規定する旧措置入所者**」 → B町「在宅」

ア) 旧措置元がA市の場合

- ・A市 規則第32条による資格喪失届（住基法第24条の転出届をみなす）
- ・B町 規則第23条による資格取得届（住基法第22条の転入届をみなす）

イ) 旧措置元がA市以外（C市）の場合

- ・A市 住基法第24条による転出届
- ・C市 規則第32条による資格喪失届
- ・B町 規則第23条による資格取得届（住基法第22条の転入届をみなす）

- ⑤A市「**施行法第13条に規定する旧措置入所者**」 → B町「**介護保険施設**」

ア) 旧措置元がA市の場合

- ・A市 住基法第24条による転出届
規則第25条第1項による住所地特例開始届
- ・B町 住基法第22条による転入届

イ) 旧措置元がA市以外（C市）の場合

- ・A市 住基法第24条による転出届
- ・C市 規則第25条第1項による住所地特例開始届
- ・B町 住基法第22条による転入届

- ⑥A市「**施行法第13条に規定する旧措置入所者**」

→ B町「**施行法第11条に規定する適用除外施設**」

ア) 旧措置元がA市の場合

- ・A市 規則第32条による資格喪失届（住基法第24条による転出届をみなす）
- ・B町 住基法第22条による転入届

イ) 旧措置元がA市以外（C市）の場合

- ・A市 住基法第24条による転出届
- ・C市 規則第32条による資格喪失届
- ・B町 住基法第22条による転入届

(2) 第1号被保険者及び被保険者証を交付されている第2号被保険者が、転入・転出を伴わない異動をした場合の届出例

①死亡

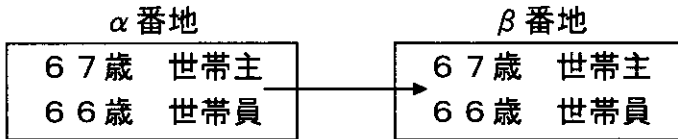
- ・規則第32条による資格喪失届

②氏名変更

- ・規則第29条による氏名変更届

③転居（同一市町村内のα番地からβ番地へ住所の異動が伴うもの）

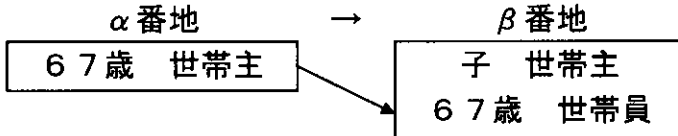
ア）世帯構成に変更がないもの（同一の世帯構成のまま住所地が変わる場合）



・規則第30条による住所変更届（住基法第23条による転居届をみなす）

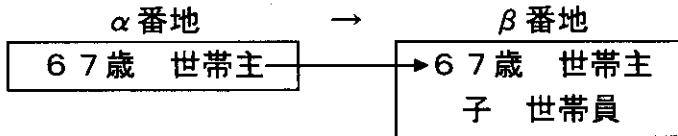
イ）世帯構成に変更があるもの

例1（別世帯を構成している子の世帯に、世帯員として転居する場合）



・規則第30条による住所変更届（住基法第23条による転居届をみなす）

例2（子の世帯に転居すると同時に、自らが世帯主となる場合）



・規則第30条による住所変更届（住基法第23条による転居届をみなす）

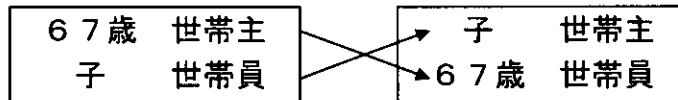
ウ）同一市町村内の適用除外施設から退所した場合



・規則第171条による資格取得届

④世帯変更（住所の異動が伴わないもの）

例（世帯主を変更する場合）



・規則第31条による世帯変更届（住基法第25条による世帯変更届をみなす）

(3) 住所地特例に関する届出例

A市の第1号被保険者又は被保険者証を交付されている第2号被保険者であった者が、B町の介護保険施設に入所し住所地特例の適用（A市が保険者）を受けた後に、更に住所を変更する場合における届出例

A市「在宅」 → B町「介護保険施設」 → 更に異動（①～⑥）



①C市（介護保険施設）

- ・A市 規則第25条第1項による住所地特例開始届を再度提出
- ※住所地変更の届出ではないことに留意

・ B町 住基法第24条による転出届

・ C市 住基法第22条による転入届

② C市（在宅）

・ A市 規則第25条第1項による住所地特例終了届

・ B町 住基法第24条による転出届

・ C市 規則第23条による資格取得届（住基法第22条による転入届をみなす）

③ A市（介護保険施設）

・ A市 住基法第22条による転入届

規則第25条第2項による住所地特例終了届

※当該被保険者は、もとより住所地特例が適用されたA市の被保険者であるため、住所地特例終了の届出を行う。

・ B町 住基法第24条による転出届

④ A市（在宅）

・ A市 住基法第22条による転入届

規則第25条第2項による住所地特例終了届

・ B町 住基法第24条による転出届

⑤ B町（介護保険施設）

・ A市 規則第25条第1項による住所地特例開始届を再度提出

※市町村の区域内で住所を変更した被保険者ではあるが、この場合は規則第30条による住所変更の届出によらず、規則第25条第1項の届出によるものとする。

・ B町 住基法第23条による転居届

⑥ B町（在宅）

・ A市 規則第25条第2項による住所地特例終了届

・ B町 住基法第23条による転居届

規則第23条による資格取得届

注) A市（在宅） → A市（介護保険施設） → B町（在宅）

この場合は、B町（在宅）に異動することによりA市の被保険者資格を喪失することとなるため、規則第25条第2項の規定により、住所地特例終了届ではなく規則第32条による資格喪失届出を行わなければならない。

（4）被保険者証に関する届出等

①被保険者証の交付申請

法第12条第3項には、被保険者は市町村に対し被保険者証の交付を求めることができるが、被保険者証の交付を求める場合には規則第26条による被保険者証の交付申請の届出が必要となる。

②被保険者証の再交付

被保険者証の交付を受けている者が、被保険者証を破損したり紛失した場合には、規則第27条により、直ちに被保険者証の再交付を受けなければならないとされている。

③被保険者証の検認又は更新

市町村は、期日を定め被保険者証の検認又は更新を行うことができるが、規則第28条により市町村から検認又は更新のため被保険者証の提出を求められた場合には、遅滞なく市町村に提出しなければならない。

なお、被保険者証の有効期限は6年以内で市町村が任意に定めるものとする。

(5) 日本国籍を有しない者に関する届出

日本国籍を有しない者に関しては、国民健康保険と同様に介護保険の被保険者となり、届出も日本国籍を有する者と同様であるが、住基法の適用を受けないために、以下の点に留意が必要となる。

- ① 当該市町村の区域内に住所を有する者が65歳に到達した場合は、規則第24条第2項又は同条第3項による65歳到達届が必要となること。
- ② 法第12条第5項の住基法による届出を介護保険の届出とみなすことができる規定は適用されないこと。

5. 介護保険法施行規則に規定する届出事項

届出を行う際に、規則に定められている届出事項及び各規定の留意事項については以下のとおりである。

(1) 規則第23条 資格取得の届出

第1号

- ①氏名 「当該届出に係る被保険者の氏名」
- ②性別 「当該届出に係る被保険者の性別」
- ③生年月日 「当該届出に係る被保険者の生年月日」
- ④現住所及び従前の住所 「現住所はこれからの住所、従前の住所はいままで
の住所」

第2号

- ①資格取得の年月日 「法第10条各号のいずれかに該当するに至った日」
- ②資格取得の理由 「転入により」等

第3号

- ①異動先で世帯主となる者 世帯主である旨
- ②異動先で世帯主とならない者 異動先の世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに異動先の世帯主との続柄

(2) 規則第24条 65歳到達の届出

第23条各号に規定する届出事項（第1号④の従前の住所は除く。）

(3) 規則第25条 介護保険施設に入所中の者に関する届出

第1項 住所地特例開始の届出：介護保険施設を移った場合も届出が必要

第1号 特例被保険者となった年月日 「介護保険施設に入所することにより

他市町村に転入した日」

第2号 第23条第1号と同じ

第3号 入所中の介護保険施設の名称 「介護保険施設の名称」

第4号 被保険者証の番号 「既に交付されている被保険者証の番号」

第5号 第23条第3号と同じ

第2項 住所地特例終了の届出

特例被保険者に該当しなくなった日 「介護保険施設に住所を有しなくなった日」

他に前項第2号、第4号及び第5号の事項

注) 住所地特例者は、保険者市町村の住所に異動をする場合には、保険者市町村に住所地特例終了の届出を行い、保険者市町村以外の市町村で介護保険施設以外の住所に異動をする場合には、保険者市町村に資格喪失の届出を行うこととなる。

(4) 規則第26条 被保険者証の交付

新規に被保険者証の交付を受けようとする第2号被保険者は、以下の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

①氏名

②性別

③生年月日

④住所

また、この場合においては、医療保険各法による被保険者証（組合員証、加入者証など）を提示しなければならない。

(5) 規則第27条 被保険者証の再交付及び返還

再交付申請の届出事項は、

①氏名、性別、生年月日及び住所

②再交付申請の理由 「破損により」等

であるが、紛失以外の場合にあっては当該被保険者証を添えなければならず、紛失した被保険者証を発見した場合にあっては、直ちに発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。

(6) 規則第28条 被保険者証の検認又は更新

市町村が検認又は更新のために被保険者証の提出を求めた場合にあっては、要介護認定申請などにより、既に市町村に提出している場合以外は遅滞なく提出しなければならない。

また、検認又は更新を受けていない被保険者証は無効となる。

(7) 規則第29条 氏名変更の届出

被保険者証を交付されている被保険者の氏名に変更があったときは、以下の各号の事項を届け出なければならない。

第1号 変更前及び変更後の氏名

第2号 被保険者証の番号

(8) 規則第30条 住所変更の届出

被保険者証を交付されている被保険者が、市町村の区域内で住所を変更したときは、以下の各号の事項を届け出なければならない。

- 第1号 氏名
- 第2号 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日
- 第3号 被保険者証の番号
- 第4号 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別、生年月日及び世帯主との続柄

※) 住所地特例に該当する場合にあっては第25条第1項の届出による。

(9) 規則第31条 世帯変更の届出

住所変更を伴わずに、属する世帯に異動があった場合には、第30条と同一の事項を届け出なければならない。

(10) 規則第32条 資格喪失の届出

住所変更を伴わずに、属する世帯に異動があった場合には、第30条と同一の事項を届け出なければならない。

- 第1号 氏名
- 第2号
 - ①資格喪失の年月日 「法第11条規定する日」
 - ②資格喪失の理由 「転出により」等
- 第3号 住所の変更により資格を喪失したときは、変更後の住所
- 第4号 被保険者証の番号

(11) 規則第33条 届書の記載事項等

第26条、第27条及び第28条を除く届書には、以下の事項を記載しなければならない。

- ①届出人の氏名
- ②届出人の住所
- ③届出年月日

第25条、第29条、第30条、第31条及び第32条の届出には、被保険者証を添えなければならない。

(12) 規則第171条 適用除外施設退所に関する届出

当該市町村の適用除外施設を退所することにより、当該市町村の被保険者資格を取得した者は、第23条各号に規定する事項（第1号に規定する従前の住所を除く。）を届け出なければならない。

また、この場合の届書には、第33条と同一の事項を記載しなければならない。